

配電事業者における 容量拠出金の整理を踏まえた対応について

2021年12月24日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

- 持続可能な電力システム構築小委員会（以下、国の審議会）の2020年2月の中間取りまとめにおいて、コスト効率化や災害時のレジリエンス向上の観点から、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新規参入事業者自らが面的な系統運用を行うニーズが高まっていることを受け、**配電システムを維持・運用し、託送供給及び電力量調整供給を行う事業者を配電事業者として位置付ける**ことが整理がなされた。
- 改正電気事業法では、コスト効率化や地域のレジリエンスを向上させる新たな「配電事業制度」の導入や、配電事業者参入時の許可申請及び許可基準、引継計画の承認、託送供給等約款の届出等が規定され、**配電事業制度は2022年4月から制度開始**とされているところ。
- また、一般送配電事業者と類似する特性を持つ**配電事業者**について、容量市場における**容量拠出金の扱い**に関して、12月3日に開催された**国の審議会において整理**がなされた。
- 本日は、**整理された配電事業者の容量拠出金の扱いの内容**、および**広域機関における容量市場の制度等の周知等**の対応についてご報告する。

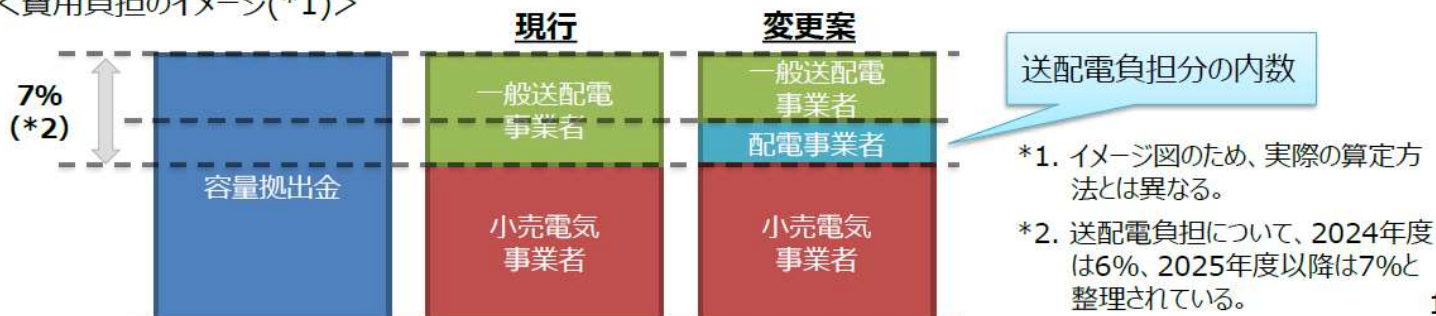
- 国の審議会において、配電事業者は、現在の一般送配電事業者から譲渡または貸与された配電網を維持・運用し、託送供給及び電力量調整供給をする事業者と位置付けられているため、**容量拠出金の負担については、一般送配電事業者の負担としていた部分の内数**にすることと整理された。

【論点3】配電事業者の容量拠出金の扱いについて

- **一般送配電事業者**は、電気事業法上の電圧・周波数維持義務があり、必要な調整力を確保することが求められている。そのため、容量市場において**必要な調整力を確保するための費用として、容量拠出金を負担**することとしている。
- **配電事業者**は、託送料金を主たる収入として、電気事業法上の電圧・周波数維持義務を課せられた、**託送供給等を行う事業者**として位置付けられており、**一般送配電事業者と同様に電圧・周波数維持義務にもとづき、必要な調整力を確保**することが求められる。そのため、**配電事業者にも容量拠出金**の負担を求めることとしてはどうか。
- 配電事業者が容量拠出金を負担する場合、いつから負担するかが論点となるが、容量市場の運用が開始する2024年度においても電圧・周波数維持義務が課されているため、**配電事業者は2024年度から容量拠出金を負担**することとしてはどうか。また、配電事業者の参入は、①配電事業の許可申請、②大臣の許可、③引継計画の作成、④大臣の承認、⑤事業開始、⑥事業開始の届出、の順に手続が行われることになるが、**⑤事業開始した月から負担**することとしてはどうか。
- また、**配電事業者は、現在の一般送配電事業者から譲渡または貸与された配電網を維持・運用し、託送供給及び電力量調整供給をする事業者**と位置付けられているため、容量拠出金の負担については、**送配電負担としていた部分の内数**にすることとしてはどうか。

第13回持続可能な電力システム構築小委員会資料より

<費用負担のイメージ(*1)>



3. 配電事業者の負担額の具体的な算定方法

- 一般送配電事業者の事業者毎の負担額は、エリアのH3需要（離島を除く）をもとに算定される。
- 配電事業者は、従来の一般送配電事業者のエリアの一部において電圧・周波数維持義務を課されるため、配電事業者の容量拠出金の負担については、一般送配電事業者の負担としていた部分の内数として、当該エリアの年間最大H3需要発生月の各事業者のH3需要をもとに算定が行われることが整理された。
- 具体的な算定の手順は以下となる。

① エリア別の容量拠出金総額の算定 = 全国の容量拠出金総額 × 当該エリアのH3需要※¹比率

② エリア別の一般送配電事業者 = エリアの約定価格 × エリアのH3需要※¹ × 6%

③ 当該エリアの配電事業者の負担総額

= エリア別の一般送配電事業者の負担総額 × 配電事業者が配電を行う地域のH3需要※² ÷ エリア全体のH3需要※²
(当該エリアの最大需要発生月のH3需要※²)

※ 1) メインオークション開催前に公表される最新の供給計画の第5年度の計画

※ 2) 配電事業者が新規参入した年度の供給計画の第1年度の計画

<送配電負担について、2024年度は6%、2025年度以降は7%>

- また、期中に新規参入する場合の扱い、ならびに事業から撤退した場合の扱いについても算定方法の整理が行われた。

一般送配電事業者・配電事業者の費用負担(具体的な算定方法)(1/2)

第13回持続可能な電力システム構築小委員会資料より

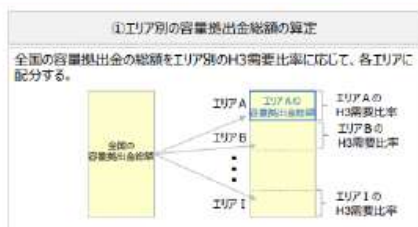
- 容量拠出金の算定方法について、一般送配電事業者と配電事業者の負担割合の決定方法が論点となる。
- 送配電負担分の事業者毎の負担額は、エリアのH3需要想定（離島を除く）をもとに各エリアに按分した上で算定されることが整理されている。配電事業者は従来の一般送配電事業者のエリアの一部において電圧・周波数維持義務を課されるため、当該エリアの年間最大H3需要発生月の各事業者のH3需要をもとに算定することとしてはどうか。
 - 配電事業者負担額 = エリア別の送配電事業者負担総額 × 配電事業者が配電を行う地域のH3需要（当該エリアの最大需要発生月のH3需要） ÷ エリア全体のH3需要
- なお、容量拠出金の算出にあたっては、当該年度の供給計画におけるH3需要想定を使用することとしてはどうか。

第26回容量市場の在り方等に関する検討会 (2020.6.25) 資料4

2. 容量拠出金の算定方法 (容量市場の説明会資料より) (エリア別の容量拠出金総額の算定)

7

- エリア別の容量拠出金総額 = 全国の容量拠出金の総額 ※ 当該エリアのH3需要比率
※ 全国の容量拠出金の総額 = 全国の約定量 × 約定価格

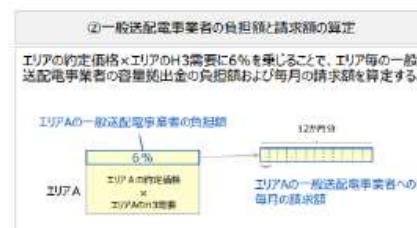


本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

2. 容量拠出金の算定方法 (容量市場の説明会資料より) (一般送配電事業者の負担額と請求額の算定)

8

- エリア別の一般送配電事業者の負担総額 = エリアの約定価格 × エリアのH3需要 × 6%



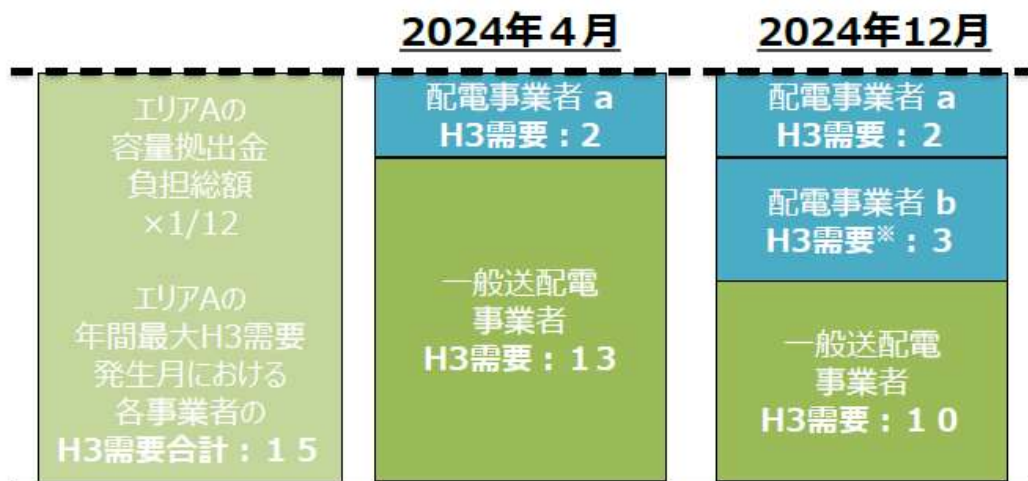
本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

一般送配電事業者・配電事業者の費用負担(具体的な算定方法)(2/2)

- 配電事業者が期中に新規参入する場合や事業から撤退することも想定され、そのような場合の容量拠出金の算定方法が論点となる。
- 年間最大H3需要の発生月よりもあとに新規参入があった場合は、配賦の基準となるH3需要が存在しないため、新規参入月以降の各月のH3需要から平均シェアを算定した上で、配分することとしてはどうか。
- また、事業者の倒産などで配電事業者の未回収分が生じた場合は、容量拠出金へ反映としたこれまでの整理にもとづき、エリア内の一般送配電事業者や配電事業者の算定の中で再配分することとしてはどうか。

第13回持続可能な電力システム構築小委員会資料より

<配電事業者が新規参入する場合の算定方法 (例) >



具体的な算定のイメージ

- ・エリアAの容量拠出金負担総額が1,800の場合
⇒エリアAの各月の負担額は150
- ・年間最大H3需要発生月は8月と仮定

2024年4月～2024年11月

配電事業者a :
 月次負担額 20 (= 150×2/15)
 一般送配電事業者 :
 月次負担額 130 (= 150-20)

2024年12月～2025年3月

配電事業者a :
 月次負担額 20 (= 150×2/15)
 配電事業者b :
 月次負担額 30 (= 150×3/15)
 一般送配電事業者 :
 月次負担額 100 (= 150-30-20)

※ 配電事業者bの平均シェアをもとに算定した2024年8月の仮想H3需要 (2024年12月～2025年3月の各月H3需要から算定した平均シェアが0.2の場合、エリアのH3需要15×0.2=3)

(参考) 容量拠出金の精算フローについて

第13回持続可能な電力システム構築小委員会資料より

- 配電事業者の容量拠出金の請求の流れについては、小売電気事業者や一般送配電事業者と同様に、月次で受け渡しを行い、請求は対象月の3ヶ月後に行われる。

第6章 容量拠出金 月次の請求・支払フロー

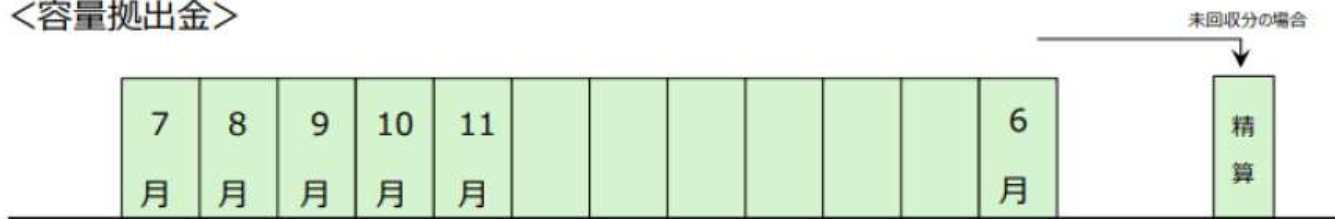
容量市場概要 募集概要 参加登録

容量市場 制度詳細説明会資料より

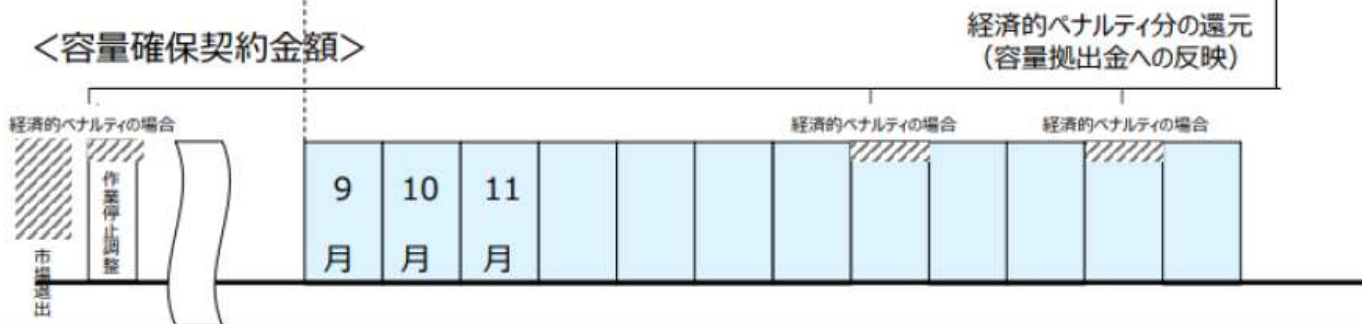
77

- 4月 (N月) を対象月とする容量拠出金は、7月 (N+3月) に請求が行われます。
- 容量確保契約金額に対して経済的ペナルティが生じた場合や、容量拠出金の未回収が生じた場合は容量拠出金へ反映を行うため一定の時期に精算を実施し、当該年度の容量確保契約金額と容量拠出金のそれぞれの総額を一致させます。

<容量拠出金>



<容量確保契約金額>



4. 容量市場における今後の周知等の対応

- **広域機関では、これまで容量市場の制度概要や制度詳細に関する説明会を開催してきており、引き続き事業者向けの説明会等の中で、配電事業者の容量拠出金の扱いについても周知していく。**
- また、容量市場のWEB発信のツールとして、**容量市場かいせつスペシャルサイトを運営**しており、その中でも**今回の整理を発信していく**ことを予定している。
- また、国の審議会においては、配電事業をはじめとする分散型エネルギーシステムへの新規参入を検討する方の事業計画・参入準備の一助となるように、**「分散型エネルギーシステムへの新規参入のための手引き」**が作成されている。

第6章 容量拠出金 請求額の算定方法

市場が分断されない場合※1における容量拠出金の請求額は、以下の手順で算定します

①エリア別の容量拠出金総額の算定

全国の容量拠出金の総額をエリア別のH3需要比率※2に応じて、各エリアに配分する。

②一般送配電事業者への負担額の算定

エリアの約定価格×エリアのH3需要比率※2を乗じて、エリア毎の一般送配電事業者の容量拠出金の負担額および毎月の請求額を算定する。

2021年度制度
詳細説明会資料
のイメージ

③小売電気事業者への負担総額の算定

当該エリアの容量拠出金の総額から一般送配電事業者の負担額と経過措置による控除額を減算することで、エリア毎の小売電気事業者の負担総額を算定する。

④各小売電気事業者への請求額の算定

エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率(実需給年の毎月のシェア変動を加味したもの)に応じて毎月の請求額を算定する。

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合

- 25% 小売a社への容量拠出金の請求額
- 35% 小売b社への容量拠出金の請求額
- 40% 小売c社への容量拠出金の請求額

※1 市場が分断される場合における容量拠出金の請求額の算定方法については、「参考資料」をご覧ください。
 ※2 メインアクション開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度(第5年度)のH3需要比率
 ※3 2021年6月14日に公表された「第四次中間とりまとめ」で示された数値を使用しています。

容量市場 かいせつ スペシャルサイト

容量市場とは
取引するのは将来の供給力 (kW) です。

制度概要について →

当該エリアの小売の毎月の配分比率

負担額

経過措置による控除額

小売電気事業者の負担額

12か月均等割り

4月 ... 9月 ... 3月

小売aの容量拠出金

小売bの容量拠出金

小売cの容量拠出金